

平成30年1月5日

第71期司法修習生 各位

司法修習生指導官

#### セクシュアル・ハラスメントの防止について

司法修習生には、修習期間中、社会一般のルールを遵守することはもちろん、率先して規範を守り、その範を示すことが求められています。

セクシュアル・ハラスメントを行わないということは、社会人として当然のことですが、セクシュアル・ハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害するだけでなく、職場にも悪影響を及ぼすものです。基本的には、性的な言動により他の者が不快に感じた場合にセクシュアル・ハラスメントになりますので、どのような行為がセクシュアル・ハラスメントに該当するかを理解し、その言動に十分留意して修習にあたるようしてください。

なお、万が一セクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、司法研修所の司法修習生相談窓口（直通電話 [REDACTED]）に連絡する方法もありますし、これとは別に、司法修習生指導官又は指導裁判官に相談していただいても差し支えありません。

（参考資料）セクシュアル・ハラスメントQ&A

平成21年12月4日東地人管

## セクシュアル・ハラスメント Q & A

### 1 セクシュアル・ハラスメント 理解度チェック

次の言動等は、セクシュアル・ハラスメントになり得ると思いますか？

セクシュアル・ハラスメントになり得る等と思う場合は「○」、なり得ない等と思う場合は「×」で解答してください。

- |   | 【解答欄】 |
|---|-------|
| <b>Q1</b> 会議室の設営が長かったため「いちゃついていたのか」と注意した。             | [ ]   |
| <b>Q2</b> 退職送別会では、退職者の隣は女性職員が座るように配慮している。             | [ ]   |
| <b>Q3</b> 主任書記官は女性職員だけを集めて定期的に昼食会を開催している。             | [ ]   |
| <b>Q4</b> 職場における一切の性的な発言を禁止さえすれば、セクシュアル・ハラスメントを防止できる。 | [ ]   |
| <b>Q5</b> 暑気払い男性職員、女性職員ともカラオケのデュエットで盛り上がった。           | [ ]   |
| <b>Q6</b> 課長から「男のくせにもっとしっかりしろ」と叱責された。                 | [ ]   |
| <b>Q7</b> 女性職員同士で定期的に男性職員のランク付けをしている。                 | [ ]   |
| <b>Q8</b> 男性の部下に「子どもは2人以上いると賑やかでいいぞ」と声を掛けた。           | [ ]   |
| <b>Q9</b> 男性職員同士の方が気心が知れているので、男性職員だけで飲み会をしている。        | [ ]   |
| <b>Q10</b> セクシャル・ハラスメントは懲戒処分の対象となり、重いものでは「減給」処分になる。   | [ ]   |

### 2 セクシュアル・ハラスメント 意識度チェック

次の考えは、セクシュアル・ハラスメントの観点から問題があると思いますか？

問題があると思う場合は「○」、問題がないと思う場合は「×」で解答してください。

- |   | 【解答欄】 |
|---|-------|
| <b>Q11</b> あまりセクハラにこだわり過ぎると、職場の雰囲気が悪くなると思う。   | [ ]   |
| <b>Q12</b> 宴会などで場が盛り上がるのであれば、性的な話題を取り上げても構わないと思う。   | [ ]   |
| <b>Q13</b> 仕事がうまくいった時や励ます時に、女性職員の肩を軽く叩いたりするのは、気持ちの表れとして許容されると思う。                              | [ ]   |
| <b>Q14</b> 普通、セクシュアル・ハラスメントを受けた人は不快な気持ちを示し、相手にはっきりその意思を伝えるので、自分がセクシュアル・ハラスメントをしたか否かはすぐ気づくはずだ。 | [ ]   |
| <b>Q15</b> 仕事の内容によっては、システム関係の仕事は男性向き、細かい作業や資料の作成等の仕事は女性向きというように、性別による適性があると思う。                | [ ]   |
| <b>Q16</b> 男性職員が育児のために頻繁に年休を取るのは、本人のためにもあまり好ましくないと思う。   | [ ]   |
| <b>Q17</b> 卑猥な冗談でからかわれている女性職員がいたので、適当に受け流しておいた方がいいよとアドバイスした。                                  | [ ]   |
| <b>Q18</b> 女性職員は体力もないのだから、残業の多い部署には配置しない方がいいと思う。  | [ ]   |
| <b>Q19</b> 飲み会などで、男性部下の異性関係を確認するのは、いつ結婚するか等を確認するための必要な情報交換であり、問題ないと思う。                        | [ ]   |
| <b>Q20</b> セクシュアル・ハラスメントは、当事者間の問題なので、相談を受けたりしても、当事者間だけで解決されるべきであると思う。                         | [ ]   |

## セクシュアル・ハラスメント Q&A(解答と解説)

皆さん、いかがでしたか？

以下は、解答及び解説です。

実際の場面では、様々な状況が考えられるため、必ずしも「絶対的な正解」ではありませんが、基本的な考え方を示しています。

### <解答と解説>

#### 1 セクシュアル・ハラスメント 理解度チェック

**Q1 会議室の設営が長かったため「いちゃついていたのか」と注意した。**

【解答】○

【解説】真に指導の必要がある場合でも、からかいを絡めて行うのは、性的な関心に基づくものであり、セクシュアル・ハラスメントです。

**Q2 退職送別会では、退職者の隣は女性職員が座るように配慮している。**

【解答】○

【解説】女性にお酌をさせるためにそのような配慮をすることは、女性を蔑視するものであり、セクシュアル・ハラスメントです。

**Q3 主任書記官は女性職員だけを集めて定期的に昼食会を開催している。**

【解答】○

【解説】女性職員を仕事のパートナーとして見ていません。また、女性職員は上司から誘われたら嫌でもなかなか断りにくいものです。

**Q4 職場における一切の性的な発言を禁止さえすれば、セクシュアル・ハラスメントを防止できる。**

【解答】×

【解説】セクシュアル・ハラスメントは、性的な発言だけではなく行為も含みます。例えば、執務室に性的なポスターを貼る、身体を執拗に眺め回すといった行為です。

**Q5 暑気払いで男性職員、女性職員ともカラオケのデュエットで盛り上がった。**

【解答】×

【解説】男女ともデュエットで盛り上がったからといって直ちにセクシュアル・ハラスメントにはなりませんが、デュエットを強要すればセクシュアル・ハラスメントになります。

**Q6 課長から「男のくせにもっとしっかりしろ」を叱責された。**

【解答】○

【解説】仕事は性別でするものではなく、注意する場合に性別を出す必要はありません。また、同性から同性への言動もセクシュアル（ジェンダー）・ハラスメントの対象になります。

**Q7 女性職員同士で定期的に男性職員のランク付けをしている。**

【解答】○

【解説】男性職員を対等なパートナーと見ていない表れです。なお、女性から男性に対する行為もセクシュアル・ハラスメントとなります

**Q8** 男性の部下に「子どもは2人以上いると賑やかでいいぞ」と声を掛けた。

【解答：○】

【解説】男性の部下といえども、個人的な家族計画を聞くことは性的な関心に基づく言動であり、セクシュアル・ハラスメントになります。

**Q9** 男性職員同士の方が気心が知れているので、男性職員だけで飲み会をしている。

【解答：×】

【解説】男性職員だけで飲み会をしているからといってセクシュアル・ハラスメントにはなりません。

**Q10** セクシャル・ハラスメントは懲戒処分の対象となり、重いものでは「減給」処分になる。

【解答：×】

【解説】人事院の定めた懲戒処分の指針によれば、セクシュアル・ハラスメントをした職員に対する懲戒処分の標準例の重いものは「免職」処分です。

## 2 セクシュアル・ハラスメント 意識度チェック

【回答：すべて○】

※ ない（×）にチェックした場合は、その内容についてなぜセクシュアル・ハラスメントの観点から問題があるのか考えてみましょう。

※ ある（○）にチェックした項目でも、自分の意識の中で、これらの考え方方に近いものはありませんでしたか。従前からの生活環境の中で、これらの固定観念や差別意識が無意識のうちに身に付いてしまうことがあります。そのような場合、本人に悪気はなくてもうっかりとこのような言動や考え方をしてしまうものです。

※ 自分や周囲のどのような言動がセクシュアル・ハラスメントになってしまうのかについて、セクシュアル・ハラスメント防止週間中だけでなく、一年を通じて啓発するようにしましょう。